

平成 30 年 11 月 13 日

岐阜県医師会長 様
岐阜県産婦人科医会長 様
岐阜県産科婦人科学会長 様

産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について（協力依頼）

このことについて、厚生労働省子ども家庭局母子保健課より別添のとおり「産前産後期間にかかる国民年金保険の免除の周知について」の協力依頼がありました。

今般、厚生労働省年金局事業管理課長より、産前産後期間に係る国民年金保険料の免除（以下、「産前産後免除」という。）の周知について、別添のとおり事務連絡が発出され、市区町村の担当部署に対し、産前産後免除制度について周知、協力依頼をしておりますのでご承知願います。

なお、貴会会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

岐阜県子育て支援課 母子保健係			
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1			
主 幹	奥 村	担 当	菱 田
T E L	058-272-1111（内線 2685）		
F A X	058-278-2880		



事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 8 日

各 都 道 府 県
保健所設置市 母子保健主管部（局）御中
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について（協力依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省年金局事業管理課長より、産前産後期間に係る国民年金保険料の免除（以下、「産前産後免除」という。）の周知について、別添のとおり事務連絡が発出され、日本年金機構から、管轄地域にある市区町村窓口に対して、リーフレットやポスターが配布されます。

つきましては、市区町村の担当部署においては、市区町村窓口にて産前産後免除制度のリーフレットの設置やポスターの掲示、また、母子健康手帳の交付の際にリーフレットを配布し、産前産後免除制度について周知を行っていただくようご協力をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（保健所設置市・特別区を除く）及び医療機関等関係機関への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります！

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。
※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

○産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

○施行日

平成31年4月1日

○お問い合わせ先

制度の詳細は、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口及び年金事務所にお問い合わせください。

※日本年金機構ホームページにも制度の詳細を掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>



忘れずに手続きを
しましょう。

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります！

○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

○届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

○施行日

平成31年4月1日



＜よくあるご質問＞

Q1 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A1 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。

Q2 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

A2 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q3 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A3 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q4 出産後に届出することはできますか？

A4 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A5 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

平成31年4月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようにする予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。

★日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

また、提出の際は以下の書類をご用意ください。

○添付書類について

出産前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など

出産後に届書の提出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

○個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

別添 1

事 務 連 絡

平成 30 年 11 月 8 日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除の周知について

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）のうち、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除（以下「産前産後免除」という。）については、平成 31 年 4 月 1 日から施行される。産前産後免除の期間については保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入され、次世代育成の観点から有益な制度であるため、制度周知を行うことは極めて重要である。

については、日本年金機構から、各市区町村に対して、制度周知用のリーフレットやポスターの配布を行うこととしているため、貴管内市区町村に対し、リーフレットやポスターの設置及び配布について御協力いただくよう特段の御配慮をお願いします。

なお、子ども家庭局母子保健課より各都道府県、保健所設置市、特別区母子保健主管部及び関係機関宛てに事務連絡を発出予定であることを申し添える。